

寒河江市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除について

課税免除は、寒河江市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例に規定する期限（毎年3月15日）までに、同条例施行規則第2条に基づく課税免除申請書に関係書類を添えて正本1部提出した場合に限りその適用を受けられるものです。

すでに課税免除の適用を受けている方が、2年目以降に課税免除申請書を提出する場合（適用2年目以降において新たに適用を受けうる設備を取得した場合を除く。）には、決算書提出書類以外の添付書類の提出は要しません。

1 添付書類（各1部）

- (1) 家屋の平面図（家屋の申請の場合、申請物件を赤で囲んでください。）
- (2) 償却資産申告書種類別明細書または減価償却資産の内訳明細書の写し（償却資産申請の場合、該当資産の摘要欄に番号をつけてください。）
- (3) 所得税又は法人税の確定申告書の写し
- (4) 償却資産の配置図（種類別明細書と同じ番号をつけてください。）
- (5) 償却資産のカラー写真（種類別明細書と同じ番号をつけてください。）
- (6) 土地売買契約書の写し（土地の申請の場合）
- (7) 土地登記簿の写し（土地の申請の場合）
- (8) 建築工事請負契約書または建築確認通知の写し
- (9) 字限図（土地の申請の場合、該当する土地を赤で囲んでください。）
- (10) 事業所の案内図
- (11) 事業概要が分かる資料（企業パンフレット等）
- (12) 地域経済牽引事業計画の承認通知書の写し
- (13) 地域経済牽引事業計画の承認申請書の写し
- (14) 主務大臣による確認書
- (15) その他市長が必要と認める書類

2 決算後提出書類（各1部：決算の申告後2週間以内に提出してください。）

- (1) 当期及び前期の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し
- (2) 減価償却資産の償却額の計算に関する明細書の写し【別表16(1)(2)】
（固定資産台帳兼減価償却額内訳明細書等の写し）